

広島県告示第四百七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、広島県広島計量検査場の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
一般社団法人広島県計量協会	広島市南区丹那町四番二二号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)